

スマホ保険サービス利用規約

第1条（規約の適用）

・株式会社 wholelife(以下「運営元」といいます。)は、スマホ保険サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「スマホ保険サービス」（以下「本サービス」といいます。）を運営します。

・当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本規約が変更された後の本サービスの利用に係る料金やその他の提供条件は、変更後の本規約によります。

・変更後の本規約は、当社の指定するウェブサイトに掲載した時点から効力が生じるものとします。

第2条（本規約の承諾及び会員契約の締結）

利用希望者は、本サービスに申込みことにより、レスキュー損害保険株式会社が提供する「修理費用保険（無線通信端末修理費用補償特約付き）特典」と以下のG・O・G株式会社（以下「G社」といいます。）が提供する「かけつけサポート」を、利用することができるものとします。

① 修理費用保険（無線通信端末修理費用補償特約付き）特典

(1)対象端末故障時等の修理費を保証するサービス。概要は別紙2に定めるとおりとします。

② かけつけサポート

(1)G社が提供するパソコン機器の使用上のトラブル等の対応サービスを、一般顧客向けの提供価格ではなく、割引価格にて利用できるサービスです。

(2)会員は、G社との間で直接サービス利用に係る契約を締結の上で利用できるものとします。尚、概要は別紙1に定めるとおりとします。

第3条（本規約の承諾及び会員契約の締結）

利用希望者は、本規約に同意し、運営元が指定する方法にて、本サービスを申し込むものとし、運営元が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約（以下「会員契約」といいます。）が成立し、本サービスの会員になるものとします。

別紙 1

かけつけサポート

1. 定義・確認事項

① 「かけつけサポート」とは、運営元の提供する本サービスの1つとして、G・O・G株式会社（以下「G社」といいます。）の提供するパソコン機器の使用上のトラブル等対応サービス（以下「訪問サービス」といいます。）を、会員価格（通常価格から10%割引）にて利用できるサービスをいいます。

※訪問サポート料金及び延長料金のみ割引対象で、オプション料金を含むその他料金は対象外となります。

② 「訪問サービス」は、会員とG社との間で直接サービス利用に係る契約を締結の上で利用するものとなります。なお、訪問サービスの提供は、運営元の本サービスの内容に含まれません。

③ G社の提供する「訪問サービス」の概要・条件等は、本規約制定時点において、第2項以下のとおりです。会員は、G社への訪問サービスの利用契約の申込時に、都度、最新の情報等を確認するものとし、会員の自己の判断と責任において、訪問サービスを利用（申込み・契約締結を含みます。）するものとしします。

④ 運営元は、会員の訪問サービスの利用およびそれに関連して生じた会員または第三者の損害に対して、いかなる責任も負わず、また一切の賠償・補償も行いません。

2. 「訪問サービス」の概要

① 訪問サービスとは、会員のもとに、G社の専門スタッフが訪問し、パソコンやルーターなどの機器の設定や、デジカメやプリンターなどの周辺機器の使い方などを有料（本サービスの利用料金とは別にG社所定の料金表に基づき、訪問サービスの利用に応じて会員はG社に支払いを行う必要があります。）にて利用可能なサービスです。

② 訪問サービスでは、G社は、会員に対して、会員価格（割引価格）による対応サポートを実施します。

③ 訪問サービスの内容、料金等は、以下のURLに規定されます。

<https://www.gog.co.jp/terms/visitsupport.php>

④ 訪問サービスの内容は、予告なく内容が変更されることがあります。

3. サポート範囲

① 対象機器

(1) 日本国内でご購入されたパソコン及び周辺機器・スマートフォン・タブレット・インターネット対応機器

(2) 現在もハードウェア及びソフトウェアメーカーがサポートしている範囲内

② サポートエリア

第2項記載のURLにてご確認ください。

③ 受付時間電話受付10時～20時（土日祝日も営業。なお年末年始（12月31日～1月3日）は受付していません）

④ サポート対応時間8時～23時（土日祝日も営業。なお年末年始（12月31日～1月3日）は対応していません）

4. 利用方法

訪問サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

① 利用の連絡を、下記の専用窓口（以下「専用窓口」といいます。）へ、会員本人から直接電話により、ご連絡ください。

② 専用窓口は、会員からの連絡を受けた際に、会員の本サービスの加入状況等の照会・確認をします。

③ 専用窓口は、会員の本サービスの加入が確認できた場合、会員の状況をヒアリングし、概算見積もり金額を提示いたします。なお、実際の状況の診断前のため、この時点の見積もりは概算のものとなります。実際の訪問サービス提供時の診断後に見積もり金額が変わる場合もあります。

④ 会員とG社のスタッフが相談の上、会員が訪問サービスの利用を希望する場合は、G社のスタッフの訪問等の日時

を決定し、スタッフが会員の自宅や会社等指定の場所に訪問等します。

⑤ G社のスタッフが訪問投資、会員の状況を解決等し、会員は、G社の請求に従い、G社に対して訪問サービス料金を支払うものとします。

専用窓口 Tel : 0120-570-075

5. 訪問サービスの中断・中止

以下のいずれかに該当する場合、G社のスタッフは、訪問サービスのサポート作業を実施せずに作業を終了する場合があります。

- ① 申込内容がサポートの対象外である場合
- ② 申込内容に虚偽の事項が確認された場合
- ③ サポートに必要な情報等を開示いただけない場合
- ④ サポートに必要な機器や環境が整っていない場合
- ⑤ 対象機器に致命的障害があり、サポートを行えない場合
- ⑥ サポートの過程で、申込内容以外の追加作業が必要になり、追加料金のお支払いに承諾を得られない場合
- ⑦ 違法コピー等、日本国の法令に違反するサポートを要求された場合
- ⑧ その他G社の定める場合

6. 免責事項

- ① 訪問サービスにおけるサポートは、情報の制限及び技術的な制限等を受けることから、正確性・利便性・有用性・完全性等を保証するものではありません。
- ② サポートを利用することにより、対象機器のメーカー等の保証が受けられなくなる場合があります。
- ③ 対象機器等の環境により、サポート終了時間の保証はできません。
- ④ 作業環境及び会員の事由により、サポート終了時間が予定より長引いたり、終了できない可能性がある場合は、サポートを中止または延期することがあります。
- ⑤ その他、G社の定める事項。

以上

別紙 2

修理費用保険（無線通信端末修理費用補償特約付き）特典

1. 概要

サービス「スマホ保険サービス」に付随関連して、偶然な事由（注1）によって、被保険者が所有かつ使用（個人使用に限ります）する無線通信端末が使用不能（無線通信端末を使用できない状態をいいます。）となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して保険金額を限度として保険金をお支払いするサービスです。引受保険会社をレスキュー損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を株式会社 wholelife とします。被保険者は個人会員として、会員本人および会員と生計を同一にする同居の親族（2親等以内）および別居の未婚の子を含みます。

（注1）故障（水濡れによる故障を含みます）と外装破損及び盗難が補償対象となります。紛失は補償対象外です。盗難は警察への盗難届が受理された場合に限ります。

なお、本規約とともに、「重要事項説明書（被保険者向け）－契約情報－」を必ずご確認ください。

重要事項説明書（被保険者向け）－契約情報－：別紙 3

2. 無線通信端末（保険の対象）

無線通信端末とは、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末、ノートパソコン（タブレット PC を含みます）、モバイルゲーム機、ワイヤレスイヤホン、スマートウォッチ等の無線通信機能を内蔵した端末をいいます。（注1）（注2）（注3）（注4）

（注1）日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末で、日本国内で修理可能なもの、かつ日本国内で購入可能な端末に限ります。

（注2）端末に挿入する SIM カード、メモリーカード、電池パック等および充電器、AC アダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。

（注3）補償開始日時点で、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末に限ります。

（注4）1 回目の事故が発生した時に補償対象端末を登録し、以降は登録端末のみが補償対象端末となります。ただし、修理が不可能で端末を別途購入した場合は購入した端末が補償対象端末となります。

3. 補償期間

会員の本サービスの利用開始日の 0 時に始まり、本サービス制度から脱退、退会した日の 24 時に終わります。

4. お支払いする保険金の額

引受保険会社は、会員の無線通信端末に損害が生じた場合に以下の通り保険金をお支払いいたします。

但し、保険金のお支払い回数は年間 1 回までとし、支払回数は事故日を基準として記録します。また、「5. 保険金が支払われない場合」に該当する場合は、保険金をお支払いしないものとします。

無線通信端末（保険の対象）	保険金額	免責金額	ご利用上限回数
スマートフォン	修理可能（注1）：最大 10 万円 修理不能（注2）：最大 5 万円	免責金額：3,000 円	年間 1 回まで
携帯電話			
タブレット端末			
ノートパソコン			
モバイルゲーム機			
ワイヤレスイヤホン			
スマートウォッチ			

次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。但し保険金額を限度とします。

修理可能：損害の額（注3）－免責金額（3000円）＝損害保険金の額

修理不能：損害の額（注4）－免責金額（3000円）＝損害保険金の額

（注1）修理可能とは無線通信端末をメーカー等で修理した状態をいいます。修理により同等品と交換した場合や無線通信端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合も含まれます。

（注2）修理不能とは、無線通信端末の内部基盤が修復不能な状態のため、あるいは盗難のため、無線通信端末のメーカー等での修理が不可能で、被保険者が別途無線通信端末を購入した状態をいいます。

（注3）被保険者が負担した修理費用とします。

（注4）被保険者が負担した同等の無線通信端末の購入費用とします。

5. 保険金が支払われない場合

（1）お支払い要件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①無線通信端末が、日本国内で販売されたメーカーの正規品以外の場合。
- ②購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。（初期不良を含む。）
- ③当該機種販売開始から3年を超えた無線通信端末に生じた自然故障。
- ④無線通信端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由。
- ⑤すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、無線通信端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
- ⑥無線通信端末を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。
- ⑦詐欺、横領によって生じた損害。
- ⑧自然の消耗、経年劣化、縮み、変色または変質による損害。
- ⑨日本国外で発生した事故による損害。
- ⑩無線通信端末が故障または外装破損した場合において、被保険者が、無線通信端末のメーカー等が発行する書類を、弊社に提出しない場合。
- ⑪無線通信端末が修理可能にもかかわらず、被保険者が無線通信端末を修理しなかった場合。
- ⑫無線通信端末が修理不能にもかかわらず、被保険者が別途同種の無線通信端末を購入しなかった場合。
- ⑬修理の際メーカーの修理不能リストに載っている無線通信端末、または修復可能な状態にもかかわらず部品が無いことを理由に修理しなかった場合。
- ⑭補償開始日の前日以前に生じた故障または外装破損。
- ⑮補償終了日の翌日以降に生じた故障または外装破損。
- ⑯無線通信端末を家族、知人、オークションやフリマサービス等を利用した第三者から購入、譲受した場合。
- ⑰盗難が未遂であった場合。
- ⑱盗難に遭った無線通信端末が、保険金支払前に発見された場合。

（2）次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。

- ①無線通信端末のメーカー等による無線通信端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣により、無線通信端末の状態が悪化し、修理費用が増加したことによる損害。
- ②無線通信端末にかかった、修理費用以外の費用による損害。（見積り取得に関する費用、送料、出張料、Apple エクスプレス交換サービス利用料など。）

【重要事項説明書（被保険者向け） - 契約情報 -】

修理費用保険（無線通信端末修理費用補償特約付き）の
ご説明（契約概要）

レスキュー損害保険株式会社

1. 商品の仕組み

修理費用保険（無線通信端末修理費用補償特約付き）とは、偶然な事由（注1）によって、被保険者が所有かつ使用（個人使用に限ります）する無線通信端末（注2）が使用不能（無線通信端末を使用できない状態をいいます。）となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して保険金額（注3）を限度として保険金をお支払いする保険商品です。

（注1）故障（水濡れによる故障を含みます）と外装破損及び盗難が補償対象となります。紛失は補償対象外です。盗難は警察への盗難届が受理された場合に限ります。

（注2）スマートフォン、携帯電話、タブレット端末、ノートパソコン（タブレット PC を含みます）、モバイルゲーム機、ワイヤレスイヤホン、スマートウォッチ等の無線通信機能を内蔵した端末をいいます。

（注3）修理可能保険金額は10万円です。修理不能保険金額は5万円です。

2. 補償内容

（1）保険金をお支払いする場合

偶然な故障（水濡れによる故障を含みます）、外装破損または盗難によって無線通信端末（注1）（注2）（注3）（注4）が使用不能となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して損害保険金を支払います。

（注1）日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末で、日本国内で修理可能なもの、かつ日本国内で購入可能な端末に限ります。

（注2）端末に挿入するSIMカード、メモリーカード、電池パック等および充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。

（注3）補償開始日時点で、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末に限ります。

（注4）1回目の事故が発生した時に補償対象端末を登録し、以降は登録端末のみが補償対象端末となります。ただし、修理が不可能で端末を別途購入した場合は購入した端末が補償対象端末となります。

（2）損害額の決定

無線通信端末が（1）の事由に該当する場合は、被保険者が当社へ提出する無線通信端末のメーカー等が発行する書類（注1）をもとに、当社が修理可能（注2）または修理不能（注3）の判定を行い、次のとおり損害額を決定します。

①無線通信端末が修理可能な場合の損害額は、被保険者が負担した修理費用（注4）とします。

②無線通信端末が修理不能な場合の損害額は、被保険者が負担した同等（注5）の無線通信端末の購入費用（注4）とします。

（注1）修理領収書、修理見積書、修理完了報告書など、修理内容および修理費用を証明できるもの、または修理不能であることを証明できるものをいいます。

（注2）修理可能とは無線通信端末をメーカー等で修理した状態をいいます。修理により同等品と交換した

場合や無線通信端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合も含まれます。

(注3) 修理不能とは、無線通信端末の内部基盤が修復不能な状態のため、あるいは盗難のため、無線通信端末のメーカー等での修理が不可能で、被保険者が別途無線通信端末を購入した状態をいいます。

(注4) 無線通信端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合は、保証サービス適用後の被保険者負担分となります。

(注5) 故障のついでに機能アップした機器を購入した場合は、機能アップ前の同等品の購入費用が損害額となります。

(3) お支払いする保険金の額

次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、①は修理可能保険金額を限度とし、②は修理不能保険金額を限度とします。

①(2)損害額の決定の①の規定による損害の額 - 免責金額(3000円) = 損害保険金の額

②(2)損害額の決定の②の規定による損害の額 - 免責金額(3000円) = 損害保険金の額

(4) 保険金のお支払い回数

保険会社が保険金を支払った場合は、被保険者毎に保険金の支払回数を記録します。保険金のお支払い回数は年間1回までとし、支払回数は、事故日を基準として記録します。

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

1. (1) 保険金をお支払いする場合を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

①無線通信端末が、日本国内で販売されたメーカーの正規品以外の場合。

②購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。(初期不良を含む。)

③当該機種販売開始から3年を超えた無線通信端末に生じた自然故障。

④無線通信端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する(瑕疵の存在が推定される場合を含む)製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由。

⑤すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、無線通信端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。

⑥無線通信端末を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。

⑦詐欺、横領によって生じた損害。

⑧自然の消耗、経年劣化、縮み、変色または変質による損害。

⑨日本国外で発生した事故による損害。

⑩無線通信端末が故障または外装破損した場合において、被保険者が、無線通信端末のメーカー等が発行する書類を、当社に提出しない場合。

⑪無線通信端末が修理可能にもかかわらず、被保険者が無線通信端末を修理しなかった場合。

⑫無線通信端末が修理不能にもかかわらず、被保険者が別途同種の無線通信端末を購入しなかった場合。

⑬修理の際メーカーの修理不能リストに載っている無線通信端末、または修復可能な状態にもかかわらず部品が無いことを理由に修理しなかった場合。

⑭補償開始日の前日以前に生じた故障、外装破損または盗難。

⑮補償終了日の翌日以降に生じた故障、外装破損または盗難。

⑯無線通信端末を家族、知人、オークションやフリマサービス等を利用した第三者から購入、譲受した場合。

⑰盗難が未遂であった場合。

⑱盗難に遭った無線通信端末が、保険金支払前に発見された場合。

⑲保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失。

⑳被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者の故意もしくは重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

- ②①被保険者の同居の親族の故意または契約対象物を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りません。
- ②②地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。
- ②③火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。
- ②④公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。
- ②⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害の場合。

2. 次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。

- ①無線通信端末のメーカー等による無線通信端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣により、無線通信端末の状態が悪化し、修理費用が増加したことによる損害。
- ②無線通信端末にかかった、修理費用以外の費用による損害。(見積り取得に関する費用、送料、出張料、Apple エクスプレス交換サービス利用料など)

3. 付帯する特約

無線通信端末修理費用補償特約（盗難あり）、保険料月払特約、包括契約に関する特約、が付帯されます。

4. 保険責任期間

被保険者毎に保険責任を負う期間は、「スマホ保険サービス」の規約で定めた利用開始日の0時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退、退会した日の24時に終わります。

5. お引受条件

全ての被保険者が加入するプランは同一プランとなりますので、被保険者がプランを選択することはできません。当保険は「スマホ保険サービス」自動付帯となります。

6. 保険料の払込方法

保険料は保険契約者が当社へ支払いますので、被保険者が直接当社へ支払うことはありません。

7. 満期返戻金、契約者配当金

この保険には満期返戻金及び契約者配当金はありません。

8. 解約返戻金の有無について

解約払戻金はありません。

9. 被保険者について（範囲と制限）

この契約の被保険者は保険契約者のサービスの個人会員であり、会員本人および会員と生計を同一にする同居の親族（2親等以内）および別居の未婚の子を含みます。

【保険会社への相談・苦情・お問合せ窓口】

住所：東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル

担当部署：レスキュー損害保険株式会社 業務部 03-6910-3277

修理費用保険（無線通信端末修理費用補償特約付き）の ご説明（注意喚起情報）

1. クーリングオフ（契約申し込みの撤回等について）

保険契約者が法人であれば、クーリングオフのお申出の受付は不可となります。

2. 保険責任期間の始期と終期

被保険者毎に保険責任を負う期間は、「スマホ保険サービス」の規約で定めた利用開始日の0時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退、退会した日の24時に終わります。

3. 免責事由等

「修理費用保険（無線通信端末修理費用補償特約付き）のご説明（契約概要）」の「2.（4）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。被保険者が修理費用を負担した場合であっても「2.（4）保険金をお支払いできない主な場合」に該当すると保険金をお支払いできませんので、修理を行う前に「2.

（4）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

4. 損害保険会社破綻時の取扱い

万一保険会社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

5. 事故が起こったときの手続きおよび注意点

（1）保険金請求方法をご案内するサイト (https://www.rescue-sonpo.jp/lsb_mobile_index.php) にて、保険金請求の手続き案内書、事故状況説明書兼保険金請求書をダウンロードしてください。事故の報告はサイトからのみ行えます。

（2）被保険者が無線通信端末のメーカー等へ無線通信端末の修理依頼を行ってください。

（3）保険金のご請求にあたっては、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

【修理可能であった場合】

- ① 保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
- ② 修理領収証、修理見積書、修理完了報告書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理した事実及び修理内容の証明できるもの
- ③ 有償修理した際の領収書、対象端末に代わる同等品へ有償交換したことが証明できるもの
- ④ その他保険会社が求めた書類、写真

【修理不能であった場合】

- ① 保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
- ② 修理に関するメーカー、店舗等のレポート、盗難の場合は被害届受理番号等修理不能であることを証明できるもの
- ③ 新規購入した際の領収書、対象無線通信端末に代わる無線通信端末を新規購入したことが証明できるもの
- ④ その他保険会社が求めた書類、写真

（4）保険金請求については時効（3年）がありますのでご注意ください。

6. 補償重複について

無線通信端末を補償する他の保険契約や無線通信端末のメーカー等が実施する保証サービスに重複加入し、他の保険契約や保証サービスを利用した場合は、他の保険契約や保証サービス適用後の被保険者負担分が補償されません。

7. 個人情報のお取り扱いについて

当社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. お客様に関する情報の利用目的について

お客様からご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用させていただきます。

① 保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い ③当社が有する債権の回収 など

3. お客様に関する情報の外部への提供について

当社は、個人情報について利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。

①当社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合

② 適正な保険金支払のために保険事故の関係者（修理業者、保険事故の当事者等）関係先に提供する場合 など

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスについては当社ホームページ (<https://www.rescue-sonpo.jp/>) をご覧いただくか、最終ページ記載のお問合せ窓口までお問い合わせください。

8. 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「そんぽADRセンター」をご利用いただけます。

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号：0570-022808（ナビダイヤル）

受付時間：9：15～17：00（月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く））

IP電話からは、03-4332-5241をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

【保険会社への相談・苦情・お問合せ窓口】

住所：東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル

担当部署：レスキュー損害保険株式会社 業務部 03-6910-3277

以上

2024年5月1日制定